

大阪・関西万博きょうと推進委員会認証制度 認証ロゴマーク使用規程

大阪・関西万博きょうと推進委員会

(目的)

第1条 本規程は、大阪・関西万博きょうと推進委員会認証制度 実施要領 第9条6項に基づく、認証ロゴマーク（以下ロゴマークという）のデザインや使用のルール等について定めるものとする。

(使用対象者)

第2条 ロゴマークの使用対象者は認証制度の認証を受けた事業の申請者とする。

(使用期間)

第3条 ロゴマークの使用期間は、原則として大阪・関西万博きょうと推進委員会認証制度（以下「認証制度」という。）の認証日から事業の終了日までとする。

(使用目的)

第4条 ロゴマークは認証制度の認証を受けた事業の広報（ホームページ・SNSなどのWEB媒体、ポスター・パンフレット、製品パッケージ等）等に利用可能とする。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークのデザインは、別表の基本デザインを使用し、以下に記載する事項を遵守すること。

- (1) 拡大縮小は可能だが、視認性・判読性に留意しつつ、使用すること。
- (2) 縦横比率の変更や、構成要素の分離及び形状の変更は禁止とする。
- (3) ロゴマークの表示には、別表に定める指定色を使用すること。

(禁止事項)

第7条 以下に該当する場合は、ロゴマークを使用停止とする。

(1) 事業、取組

- ア 大阪・関西万博きょうと推進委員会認証制度に認証された事業の範囲を超えてロゴマークを使用したとき。
- イ 大阪・関西万博きょうと推進委員会認証制度の認証を受けずにロゴマークを使用した場合。
- ウ 本規定第6条に違反をした場合。

- エ 広報特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- オ 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用するとき。ただし、特に文化振興等に資すると実行委員会が認める場合はこの限りではない。
- キ 第三者に対する誹謗中傷や差別等、利益を害するものと認められるとき。
- ク 名誉毀損、詐欺など、第三者の権利を侵害するとき。
- ケ 反社会的勢力に関連付けた活動と認められるとき。
- コ ロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- サ その他、推進委員会において不適切であると判断したとき。

(2) 対象者

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- イ 上記に掲げる者から委託を受けた者並びに上記に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると推進委員会が認める場合はこの限りでない。
- エ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- オ 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- カ 政治団体若しくはこれらに類する者
- キ 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- ク その他、実行委員会が不適切と認める者

(責任の制限)

第8条 ロゴマークの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、推進委員会は一切その責めを負わない。

(報告)

第9条 推進委員会は、ロゴマークの使用者に対し、適切な使用の観点で必要と認められる場合には、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができることとする。

附則

この規程は、令和6年3月29日から施行する。

<別表>

基本デザイン (パターン1)	
<p>KYO C 80 % + M 100 % + Y 40 % + K 5 % 万博と京都を結ぶ K 100 %</p> 	
基本デザイン (パターン2)	
<p>KYO C 80 % + M 100 % + Y 40 % + K 5 % 万博と京都を結ぶ K 100 %</p> 	
モノクロ版 (パターン1)	モノクロ版 (パターン2)
<p>KYO K 100 % 万博と京都を結ぶ K 100 %</p> 	<p>KYO K 100 % 万博と京都を結ぶ K 100 %</p> 

※ロゴを利用した印刷物等の作成時には表中に記載の CMYK 配合をご使用ください。